

第9回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月23日（火）午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員（12人）

会長	13番	関尾	一史			
会長職務代理者	1番	前谷	篤			
委員	2番	角丸	章	3番	猿渡	万里子
	4番	大原	睦生	5番	片桐	幸示
	6番	渡邊	勝郎	7番	渡部	延三
	8番	井上	善博	9番	竹田	安宏
	11番	谷口	秀夫	12番	菊地	匡

4. 欠席委員（1人）

10番 高橋 宏吉

5. 議事日程

報告第1号	農地法18条第6項の規定による合意解約について
報告第2号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定による農地利用配分計画に係る意見について
議案第4号	令和3年度砂川市農業委員会事業計画（案）について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士	勇治
事務局次長	野田	勉
事務局事務係係長	篠崎	強
事務局事務係主事	齋藤	史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻になりましたので、これより第9回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

本日の議事録署名委員は、3番の猿渡万里子委員、4番の大原睦生委員です。よろしくをお願いいたします。なお、本日の総会は、高橋宏吉委員より欠席の申出がありましたので、ご報告いたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局 それでは報告第1号をご説明いたします。

賃貸借の合意解約を報告する案件でございます。貸主は[REDACTED]、借主は[REDACTED]、土地の表示は東豊沼453番1、公簿が畑で現況は田、面積4,740㎡以下、記載のとおり合計11筆、面積73,806㎡です。契約の内容は、農地法第3条による賃貸借をしていたもので、期間は平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間でした。合意が成立した日は3月5日、土地の引渡しの時期は3月31日です。提出された合意解約の通知書には、両者記名・押印の合意解約書も添付されておりまして、農地法第18条に基づく賃貸借の合意解約が成立していることを確認しています。

なお、合意解約された後は、別の方に賃貸借される予定であり、議案第1号の1番においてご提案いたします。以上、ご報告といたします。

会長 只今、報告第1号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

会長 それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局 では報告第2号をご説明いたします。

今回ご報告するのは「[REDACTED]」でございます。別添1の「農地所有適格法人要件確認書」で確認したいと思います。

上の方から見ていきますと、経営面積は8.1haとなっております。

次に法人形態に関する記載がありまして、[REDACTED]は特例有限会社ですので、農地法に定める要件を満たしています。

次に事業の種類や売上高についてですが、全額が農業による売上となっておりますので、売上高の過半が農業によるもの、という要件を満たしています。

次に構成員数についてです。[REDACTED]は、議決権を持つ構成員が1人で、その方が農業の常時従事者となっておりますので、農業関係者が議決権の過半を占めるという要件を満たしています。

最後に、裏面の業務執行役員数に関してです。[REDACTED]は、1人の役員が農作業に常時従事していますので、役員数の過半が農業の常時従事者であることなどの要件を満たしています。

以上のとおり、[REDACTED]は農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しましたので報告といたします。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、報告第2号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第1号を説明しますので、ご審議をよろしくお願いいいたします。

まず1件目です。出し手・貸主は[REDACTED]、受け手・借主は[REDACTED]、受け手の経営面積は、田28,526.64㎡、畑3,896㎡の計32,422.64㎡で、労働力は2名です。対象となる土地の表示は、報告第1号の農地と同じで、東豊沼453番1、地目は公簿が畑、現況が田、面積4,740㎡、以下、記載のとおり合計11筆、73,806㎡です。図面は第1号図を添付しています。賃貸借の期間は、令和3年4月1日から令和5年12月31日までの2年9か月でございます。

この申請に至った理由ですが、貸主の方は、「現在の賃貸借の期間が満了するにあたり、借主から希望があったため」また、借主の理由は、「経営規模拡大のため」とのことで、作付け作物はそばが予定されています。

この案件に関する、農地法第3条第2項の判定要件についてですが、別添2に調査書を添付しました。この調査書に整理してありますとおり、全ての判定要件を満たしているため、本案件は許可できるものと考えます。図面は第1号図を添付していますのでご参照ください。

次に2件目です。出し手・譲渡人は[REDACTED]、受け手・譲受人は[REDACTED]、受け手の経営面積は、田110,286.09㎡、畑13,984.14㎡の計124,270.23㎡で、労働力は2名です。対象となる土地の表示は、東5条南19丁目287番1、地目は公簿・現況とも田、面積1,475㎡、以下、記載のとおり合計12筆、29,420.15㎡です。

この申請に至った理由ですが、出し手の方は、「高齢により農作業が困難であるため売り渡したい」また、受け手の理由は、「経営規模拡大のため」とのことで、作付け作物はそばが予定されています。

この案件に関する判定要件についてですが、別添3に調査書を添付しています。この調査書のとおり、全ての判定要件を満たしているため、本案件は許可できるものと考えます。図面は第2号図を添付していますのでご参照ください。

以上、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいいたします。

会長

只今、議案第1号について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員
会長
全員
会長

なし。

質問・意見がないようですので、本件を許可することとしてよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」まず1番を、事務局より説明願います。

事務局

それでは、まず、1番をご説明いたします。

1番の利用集積計画は、新たに契約するものでございます。計画番号は令和2年度貸第21号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の猿渡

万里子さんです。出し手・貸主は [REDACTED]、受け手・借主は [REDACTED]、農地の所在等は、焼山 202 番 1、地目は公簿が原野で現況は田、面積 1,706 m²、以下、記載のとおり合計 5 筆、12,511 m²です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額 154,700 円、これは水張面積に単価 13,000 円を乗じたものであり、支払期限等は 11 月末までに指定口座に振り込むこと、期間は本日から令和 5 年 12 月 31 日までの 2 年 10 か月、当事者間の法律関係は賃貸借です。

この案件に関する農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定める要件の確認については、別添 4 に調査書を添付しているとおおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件でございます。図面は第 3 号図に示していますので参考にしてください。

なお、この案件は、出し手が対象農地で水稻をやめてそばへ転換することを考えていたところ、推進員が調整する中、受け手が対象農地を借りて水稻を耕作することになったものです。

以上です。

会長 只今、議案第 2 号の 1 番の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第 2 号の 2 番と 3 番について、事務局より説明願います。

事務局 それでは、2 番と 3 番をご説明します。この両案件は、昨年末に賃貸借の期間が終了し再契約する案件ですが、2 番は引き続き賃貸借、3 番は売買となっております。

まず 2 番からですが、計画番号は令和 2 年度貸第 22 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の谷口秀夫さんです。出し手・貸主は [REDACTED]

[REDACTED]、受け手・借主は [REDACTED]、農地の所在等は、東豊沼 106 番 1、地目は公簿・現況とも田、面積 6,230 m²、以下、記載のとおり合計 4 筆、26,497 m²です。対価は推進員調整のもと双方の話し合いにより、年額 222,000 円、これは水張面積に単価 10,000 円を乗じたものであり、支払期限等は指定口座へ 11 月末までに振り込むこと、期間は令和 3 年 3 月 25 日から令和 3 年 12 月 31 日までの 10 か月、当事者間の法律関係は賃貸借です。

この案件の要件確認は、別添 5 に調査書を添付していますとおおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件でございます。図面は第 4 号図に示しております。

次に 3 番をご説明します。計画番号は令和 2 年度所第 4 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の谷口秀夫さんです。出し手・貸主は 2 番と同じく [REDACTED]、受け手、譲受人も 2 番と同じく [REDACTED]、農地の所在等は、東豊沼 117 番、地目は公簿・現況とも田、面積 14,042 m²、以下、記載のとおり合計 3 筆、18,941 m²です。対価は協議の結果、1,380,000 円、これは水張面積に単価 100,000 円を乗じたものであり、対価の支払い方法等は令和 3 年 11 月末日までに譲渡人名義の指定口座に振り込むこと、所有権移転の時期は令和 3 年 3 月 25 日、引渡しの時期は対価の支払日、当事者間の法律関係は売買です。

この案件の要件確認は、別添 6 に調査書を添付していますとおおり、必要な要

件の全てを満たしているため、決定できる案件でございます。図面は第4号図に示しております。

この両案件は、先程申し上げましたとおり、2番は引き続き賃貸借、3番は売買となっておりますが、これは、受け手が全てを買いたい意向はあるものの、議案第1号の2番のとおり別の農地を買いことになりまして、2番・3番の農地を一気に買うことが難しいため、2番の農地は1年間の賃貸借として、来年、売買の協議を行う予定とのことでありました。

以上、2番と3番の説明といたします。

会長

只今、議案第2号の2番と3番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続いて、議案第2号の4番を審議します。本案件は

、このまま審議に入ります。

それでは、4番について、事務局より説明願います。

事務局

それでは、4番をご説明します。これは新たに契約する案件でございます。

計画番号は令和2年度使第3号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の渡邊勝郎さんです。出し手、貸主は

、受け手、借主は

、農地の所在は、富平155番、地目は公簿・現況とも田、面積462㎡、以下、記載のとおり合計12筆、86,205.82㎡です。対価は無償、期間は令和3年3月25日から12月31日までの10か月、当事者間の法律関係は使用貸借です。

この案件の要件確認は、別添7に調査書を添付しておりますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件と考えられます。図面は第5号図に示していますので参考にしてください。

この案件も期間が10か月と短くなっていますが、実は、が離農することになり、の農地は、農地保有合理化事業を活用して、からへ売買、そして、からへ賃貸する予定でございます。現在、対象農地の測量・分筆の手続き中でありまして、今年の夏頃には保有合理化事業の手続きを開始できる見込みとなっております。このため、保有合理化事業による売買を行うまでは使用貸借で対応することにしたものです。

以上、4番の説明とします。よろしく願いいたします。

会長

只今、議案第2号の4番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

谷口委員

高橋さんは農業委員ですね。がに賃貸したいという訳なんですか。2人の間でそういう合意があるの。

事務局

私も聞いていますのは、はに買って欲しいそうなんですけれども、も農業委員さんですので、売りに出る農地をすぐに自分が買うという訳にもいかないの、地域で色々なことを話し合っ、このような結果になっていると聞いています。

谷口委員

富平は結構若い後継者がいるので、地域の調整がとれた上でこういう結果になったというのであれば、何も問題はないはないけど。結局、一年間使用貸借して、来年は売買という形になっていくんですか。

事務局
谷口委員
会長
事務局
渡部委員
事務局
渡部委員
事務局
渡部委員
会長
渡部委員
会長
全員
会長
全員
会長
事務局

そうですね。
分かりました。
よろしいですか。
その他、何か、質問等ございませんか。
はい。
分からないので教えて欲しいのですが、農地法3条の方でね、賃貸借だとか、売買とか案件上がってますが、こっちは対価が入っていて、基盤強化の18条は入っていないじゃないですか。この違いは何ですか。
農地法3条の方は売る側と買う側がいて、相対で決まりますので、その農地の価格も2人の話し合いによって決まることになります。ですが、利用集積計画の場合は、担当の農業委員さんですとか、砂川市とか、私たち事務局も関わることになって、皆で作る計画になりますので、農地の価格は一定の水準になければならないことになっています。極端に高いとか、極端に安いとか、周辺と比べて、そういうことがあってはいけないので、ちゃんと農地の価格を議案の中に示して、こういう計画です、と利用集積計画の方は価格を出しています。
農地法3条の方も申請書には書かれていますし、質問があればお答えしますが、議案には書いていません。
これ、今さっき、承認されたんですけど、売買で東豊沼10万というのは、なんか、安いなという感じはないですか。
はい、この3番ですよ。これが目いっぱいと言いますか、もう最低ライン位だと思っています。場所は確かに条件は悪いです。狭いですし、少し斜面にもなっていますし、形もちゃんと四角になっていませんので、そういう条件を加味して、この値段になっているんです。利用集積計画の売買で、ここからここまでにしなさいという価格はどこにも書いてはいないのですが、感覚としては、これがほぼ最低だと思います。
分かりました。
よろしいですか。
はい。
その他、何か質問等ございませんか。
なし。
それでは、質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。
異議なし。
それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。
続きまして、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について」事務局より説明願います。
では議案第3号ですが、「農地中間管理事業」ですとか「農用地利用配分計画」という言葉は昨年7月以降、初めて出てきましたので、まずは若干ご説明してから議案の内容に入りたいと思います。
通常、農地を賃貸借する場合は、出し手が受け手に農地を貸すというシンプルな形ですが、農地中間管理事業は出し手と受け手の間に、北海道農業公社が挟まります。このため、まず出し手から公社に農地を貸す、そしてその農地を公社から受け手に貸す、という又貸しのような形の事業でございます。
この事業のメリットですが、最も実利的なものは協力金が交付されることでした。国は、平成25年に新たな法律を制定してこの事業を推進していますが、当初は出し手に対して協力金が交付されました。例えば、出し手の農地が2haを超えていたら70万円の協力金が出ました。ですが、現在は条件が厳しくな

って協力金はほぼ交付されなくなっています。この他のメリットとしては、出し手にとっても受け手にとっても、相手が公的な機関ですのでお金のやり取りが確実であること、ですとか、出し手が何人もいて受け手が1人の場合、受け手にとっては公社との契約1本で済む、ということもメリットかと思います。

砂川市での事業実績ですが、制度が始まった平成26年度から現在までに、出し手が9人、受け手も9人、面積で約31haが、この事業を活用した貸貸借となっています。

これが農地中間管理事業ですが、この事業に基づく貸貸借契約を「農用地利用配分計画」と言いまして、砂川市農業委員会で承認すると意見を出した後、公社を通じて、最終的には北海道知事が認可することになります。

それでは、議案の内容のご説明に入りますが、実は、この議案は新たな農用地利用配分計画ではなく、既に認可されている配分計画の受け手・借主を変更するものでございます。

まず、出し手、貸主は札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、竹林孝さんですが、そもそもの出し手・土地所有者は[REDACTED]でございます。そして、受け手、借主がこの議案で審議される変更点ですが、変更前は[REDACTED]、変更後は住所が同じ[REDACTED]です。受け手以外に変更点はありませんが、農地の所在等も確認しますと、北光149番3、地目は公簿が田で現況が畑、面積4,700㎡、以下、合計2筆で6,683㎡、対価は年額107,000円でこれは地積に単価16,000円を乗じた額、支払方法等は指定口座へ12月10日までに支払う、期間は平成27年4月7日から令和7年2月24日までの9年11か月、なお、北海道知事がこの変更を認可した日から受け手・借主が変更されることとなります。法律関係は貸貸借で、図面は第6号図として添付しております。

この案件の要件確認は、別添8に調査書を添付していますが、農地中間管理事業法第18条第5項に定められている要件の全てを満たしているため、承認できる案件と考えられます。

最後に、この変更に至った理由ですが、受け手の[REDACTED]から、息子さんである[REDACTED]への経営移譲に伴うものであります。

以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

只今、議案第3号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

質問・意見がないようですので、本件を承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を承認することといたします。

続いて、議案第4号「令和3年度砂川市農業委員会事業計画案について」事務局より説明願います。

それでは、議案第4号をご説明します。別紙1をご覧くださいと思います。

<別紙1を説明>

只今、議案第4号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。なし

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございません

会長
全員
会長
全員
会長

事務局

会長
全員
会長
全員
会長

全員
会長

か。

なし。

特に何も無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連等報告（事務局長）
2. 令和2年度中空知農業委員会協議会新任農業委員研修会（事務局）
 - ・日 時 令和3年3月5日（金）
 - ・場 所 ホテル三浦華園（滝川市）
 - ・出席者 片桐委員・渡部委員・井上委員・竹田委員
3. 一般社団法人北海道農業会議第90回総会（事務局）
 - ・日 時 令和3年3月19日（金）
 - ・場 所 自治労会館（札幌市）
 - ・対 応 欠席として書面で議決権行使
 - ・その他 総会前に開催された「令和2年度農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会職員永年勤続表彰式」において、福土事務局長と野田事務局次長が農業委員会永年勤続表彰を受賞しました。
4. 令和3年度空知農業委員会連合会通常総会（事務局）
 - ・日 時 令和3年4月8日（木）
 - ・場 所 岩見沢平安閣（岩見沢市）
 - ・出席予定者 関尾会長・中村事務局長
5. 農地流動化アンケートの集計（事務局）
 - ・別添9のとおり集計しましたので、活動の参考にしてください。
6. 農業委員会だより（令和3年春号）の配布（事務局）
 - ・配布方法 委員各位が担当地区の農業者に配布
 - ・発行時期 4月中旬
 - ・配布期限 5月中旬
7. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、3月分を事務局に提出してください。
8. 協議会報告（協議会長）
 - ・農業委員会事務局・農政課職員歓送迎会の中止

会長
全員
会長

只今、その他について説明がありましたが、ご質問等ございませんか
なし。

特にないようですので、改めて次回総会の日程を確認したいと思います。次回は4月23日、金曜日、時間は午後1時半からです。よろしくお願ひします。それでは以上で第9回定例総会を終了します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員